

短期集中サービス実施加算

算定要件・留意事項について

短期集中サービス実施加算

1,550単位／月

算定要件 その1

* 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器、栄養状態及び口腔機能の向上・改善に資すると認められるものを行った場合には、3月間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、短期集中サービスの開始から3月ごとの利用者の運動器、栄養状態及び口腔機能の評価の結果、短期集中サービスを引き続き行うことが必要と認められる者については、更に3月間、引き続き算定することができる（加算算定対象期間は最長6月とする。）。なお、本加算の算定対象者は、要支援2、要支援1及び事業対象者で、介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績がない者とし、週2回のサービス実施を必須とする。

1. 専ら運動指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を、当該事業所の従業者として又は外部との連携により1名以上配置していること。
2. 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

短期集中サービス実施加算

1,550単位／月

算定要件 その2

3. 理学療法士又は作業療法士が利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの運動器機能向上計画を作成していること。
4. 理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅を訪問し、住環境や自宅における利用者の動作を把握・評価した上で、運動器機能向上計画を作成していること。居宅訪問の結果、住環境に対して助言が必要な場合は、適宜助言を行うこと。
5. 上記3、4のアセスメントについては、初回のみ理学療法士又は作業療法士による実施を必須とするが、それ以降は経験のある介護職員その他の職種の者による実施も可能とする。
6. 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
7. 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、介護職員その他の職種の者(以下、「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

短期集中サービス実施加算

1,550単位／月

算定要件 その3

8. 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員、その他の職種の者が、運動器機能向上サービスを週2回行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
9. 利用開始後、3月の実施期間のうち1回以上利用者の居宅を訪問し、在宅でのIADL向上のための機能訓練を実施していること。
10. 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が、口腔機能向上サービスを月1回以上行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
11. 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が、栄養改善サービスを月1回以上行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
12. 利用者ごとの運動器機能向上計画、口腔機能改善管理指導計画、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
13. 12の評価の結果を踏まえ、必要な助言や指導を行っていること。また、その内容について記録していること。

短期集中サービス実施加算

1,550単位／月

算定要件 その4

14. 利用者を担当する介護支援専門員と連携し、地域資源に関する情報を収集し、地域での生活のイメージを計画に反映していること。
15. 運動器の機能・口腔機能・栄養状態の維持・改善に関するセルフケアプログラムを作成していること。
16. セルフケアプログラムの実施状況を定期的に把握するとともに、利用者の状態に応じ適宜プログラム内容を変更すること。
17. セルフケアプログラムについて、加算終了後も継続実施できるよう指導していること。
18. 本加算の算定期間中は、当該利用者について、機能回復支援加算、生活機能向上活動加算を算定していないこと。
19. 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その1

- ① 加算算定対象者は、要支援2、要支援1及び事業対象者で、介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績がない者とし、1人の利用者に対して加算を算定できる期間は6か月を最長とし、本加算については、1人の利用者について1回のみ算定可能であることに留意すること。
- ② 短期集中サービス加算対象者については、週2回のサービス実施を必須とする。
- ③ 生活支援通所サービスにおいて、短期集中サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず、加算期間終了後に自立した日常生活を営むことができるよう、短期間に運動器及び栄養状態、口腔機能の向上・改善に資する効果的な支援を行うことであることに留意しつつ行うこと。
- ④ 運動器機能向上サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を、1名以上配置して行うものであること。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その2

- ⑤ 運動器機能向上サービスについては、以下の1から9までに掲げるとおり、実施すること。
1. 利用者ごとに理学療法士又は作業療法士による運動器機能向上サービス実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。
 2. 理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅を訪問し、住環境や自宅における利用者の動作を把握・評価した上で、運動器機能向上計画を作成していること。居宅訪問の結果、住環境に対して助言が必要な場合は、適宜助言を行うこと。
 3. 上記1、2のアセスメントについては、初回のみ理学療法士又は作業療法士による実施を必須とするが、それ以降は理学療法士又は作業療法士以外の専門職による実施も可能とする。
 4. 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図れたものとする。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その3

5. 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、介護職員、その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、運動器機能向上計画に相当する内容を生活支援通所サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。
6. 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに週2回運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。
7. 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その4

8. 7のモニタリングの結果を踏まえ、理学療法士等から利用者に対して必要な助言や指導を行うこと。なお、助言や指導の内容には、自宅でのセルフケアに向けた指導や動機付けを含むこと。
 9. 運動器機能向上計画に定めるおおむね3月間の実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、評価を実施し、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員に報告すること。介護支援専門員による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記1から8までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。
- ⑥ 口腔機能向上サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を、1名以上配置して行うものであること。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その5

- ⑦ 口腔機能向上サービスの提供は、以下の1から4までに掲げる手順を経てなされる。
1. 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 2. 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を生活支援通所サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。
 3. 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が、利用者ごとに月1回以上口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
 4. 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。上記の評価の結果を踏まえて、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員から利用者に対して必要な助言や指導を行うこと。なお、助言や指導の内容には、自宅でのセルフケアに向けた指導や動機付けを含むこと。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その6

- ⑧ おおむね3月ごとの評価の結果、次の1又は2のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できるものと認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
1. 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者
 2. 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者
- ⑨ ⑧に該当しない者であって、運動器機能向上サービスまたは栄養改善サービスの継続実施が必要とされる者については、口腔機能に関する介護予防のための基礎知識の習得に資するプログラムを実施すること。
- ⑩ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。
- ⑪ 栄養改善サービスの実施に当たっては、当該事業所の職員として又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その7

- ⑫ 栄養改善サービスの提供は、以下の1から5までに掲げる手順を経てなされる。
1. 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 2. 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、介護職員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を生活支援通所サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
 3. 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が、利用者ごとに月1回以上栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
 4. 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その8

5. 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
上記の評価の結果を踏まえて、管理栄養士等から利用者に対して必要な助言や指導を行うこと。なお、助言や指導の内容には、自宅でのセルフケアに向けた指導や動機付けを含むこと。

⑬ おおむね3月ごとの評価の結果、以下の1から5までのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

1. BMIが18.5未満である者
2. 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者
3. 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その9

4. 食事摂取量が不良(75%以下)である者

5. その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記1から4いずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- * 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- * 生活機能の低下の問題
- * 褥瘡に関する問題
- * 食欲の低下の問題
- * 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- * 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
- * うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。)

短期集中サービス実施加算の 取扱いについて その10

- ⑭ ⑬に該当しない者であって、運動器機能向上サービスまたは口腔機能向上サービスの継続実施が必要とされる者については、栄養改善に関する介護予防のための基礎知識の習得に資するプログラムを実施すること。
- ⑮ 理学療法士等が利用者宅を訪問する際は、自宅での運動指導のほか、安全で身体に負担の少ない動作や家事の指導、住環境に対する提案等を行うこと。
- ⑯ セルフケアプログラムは月1回作成することとし、作成の際には、利用者等とよく相談の上、自宅で実施可能なプログラムの作成に努めること。
- ⑰ セルフケアプログラムの実施状況の把握については、少なくとも月1回は実施すること。また、適宜必要な指導を行い、サービス終了後も利用者が自宅でセルフケアを継続実施できることを意識した指導とすること。